

■仕事の内容及び事故の型について

表 1 のとおり、仕事の内容別では「除草、除草剤散布、草刈り」が最も多く 548 件 (75.4%) を占め、次いで「植木職、造園師」が 70 件 (9.6%) となっています。

事故の型別では、「①飛散させた物で損壊」が最も多く 507 件 (69.8%)、次いで「②器具・用具を接触させて損壊」が 93 件 (12.8%) となっています。

「① 飛散させた物で損壊」については、仕事の内容が複数にわたっていますが、その大半 (94.1%) は、除草、草刈り作業時の刈払機での飛び石による損壊事故となっています。また、「②器具・用具を接触させて損壊」のうち、半数以上の 54 件が除草、草刈作業時の刈払機使用時に発生しており、配線ケーブル等の切断、あるいは草刈り刃が自動車や室外機などに接触したことによる損壊事故でした。

2 番目に事故が多い、樹木の剪定・伐採作業（「植木職・造園師」）では、建物や車両への損壊事故が多く、事故の型では、脚立や剪定道具等の「②器具・用具を接触させて損壊」、伐採した枝を「③落下させて損壊」、さらに倒木を「④倒したり、ぶつけたりして損壊」の事故が、いずれも 13~20 件発生しています、加えて「⑨その他の就業中の損壊」として「木を切ってください」と依頼され伐採したところ、依頼主は剪定のつもりでの依頼で保障を求められた事故等も 6 件報告されています。

▶ 除草・草刈作業時の損壊事故は全体の 75.4% を占めており、その中でも「飛散させた物での損壊」=飛び石等の飛散による事故が突出しています。

▶ 樹木の剪定・伐採作業における事故は、脚立や道具の接触、枝の落下、倒木による損壊がいずれも 13~20 件発生しており、さらに依頼外の樹木を誤って伐採した等の事故が 6 件報告されています。

【表 1】

事故の型	①飛散させた物で損壊	②器具・用具を接触させて損壊	③落下させて損壊	④倒したりぶつけたりして損壊	⑤:焼却処理の際焼損	⑥:汚損・変質	⑦自動車・機械・用具等の誤操作	⑧:運搬・搬出中に損壊	⑨その他の就業中の損壊	⑩その他の途上の損壊	合計	比率
仕事の内容												
建築技術者・その他の技術者 他に分類されない専門的職業	1					1	1		1		4	0.6%
受付・案内事務員									1		1	0.1%
家政婦(夫)・家事手伝			1								1	0.1%
その他の居住施設・ビル等の管理の職業		1		1			1		3		6	0.8%
広告宣伝人				2							2	0.3%
他に分類されないサービスの職業		1					1				2	0.3%
農耕作業員	3										3	0.4%
植木職_造園師	8	20	13	16		2	4	1	6		70	9.6%
その他の農業の職業	9	4									13	1.8%
水産養殖作業員		1	2	6					2		11	1.5%
その他の製品製造・加工処理の職業 金属材料製造_金属加工_金属溶				1				1			2	0.3%
塗装工	1										1	0.1%
その他の定置・建設機械運転の職業							1				1	0.1%
陸上荷役・運搬作業員				1			1				2	0.3%
倉庫作業員・配達員・荷造作業員				1			1	1			3	0.4%
ビル・建物清掃員 ハウスクリーニング作業員	2	3				2			4		11	1.5%
道路・公園清掃員	2								1		3	0.4%
その他の清掃の職業		1				1			1		3	0.4%
選別作業員・軽作業員	2	2	2	4			3	3	2		18	2.5%
他に分類されない運搬_清掃_包装等の職業	2	6		4			4	2	3		21	2.9%
除草_除草剤散布_草刈り	477	54	3	3	1		9	1			548	75.4%
合 計	507	93	21	39	1	6	26	9	24	0	726	100%
比率 (%)	69.8%	12.8%	2.9%	5.4%	0.1%	0.8%	3.6%	1.2%	3.3%	0.0%	100.0%	
令和 6 年度合計	494	81	16	33	0	7	17	8	26	1	683	
令和 5 年度合計	485	93	22	41	1	7	18	7	32	4	710	

損害賠償金額（支払総額）について

表2のとおり、損害賠償金額では「20 万円以上 50 万円未満」が 523件（72.0％）と突出しています。次いで「50 万円以上 75 万円未満」が120件（16.5％）となっており、「75 万円以上 100 万円未満」が 36件（5.0％）、「100 万円以上 200 万円未満」が 30件（4.1％）、「200 万円以上 300 万円未満」が8件（1.1％）となっています。「300 万円以上」の事故については昨年度の5件から倍増に近い9件（1.2％）となっています。

「100 万円以上」の高額事故の 47 件のうち、7割以上の33件を占める「除草、草刈り作業」においては、雨天時のスリップ事故1件以外のすべてが、刈払機使用時の飛び石で傷つけるもしくは、各種ケーブル等を切断することによるものでした。また、樹木の剪定・伐採作業においては、幹が隣家に倒れて屋根等を損壊させた事故などがありました。

過去2年と比べると、「20 万円以上 50 万円未満」の件数の割合が 77.7％→74.8％→72.0％と低下する一方、「50 万円以上75万円未満」をはじめとする高額を支払いとなる件数の割合は増加傾向にあり、1件当たりの支払総額が徐々に高くなってきており、これも保険財政を圧迫する要因となっています。

高額損害賠償事故の詳細につきましては、次号（10 月号）に掲載します。

- ▶ 「20 万円以上 50 万円未満」が全体の約 72％を占めているが、1件あたりの金額がより高額になってきている。
- ▶ 高額な賠償事故（300 万円以上）は「草刈り作業」において多く発生している。

【表2】

損害賠償金額（支払総額）	20万円以上 50万円未満	50万円以上 75万円未満	75万円以上 100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満	300万円以上	合計
仕事の内容							
建築技術者・その他の技術者 他に分類されない専門的職業	2		1		1		4
受付・案内事務員	1						1
家政婦（夫）・家事手伝				1			1
その他の居住施設・ビル等の管理の職業	3	1		1		1	6
広告宣伝人	2						2
他に分類されないサービスの職業	2						2
農耕作業員	3						3
植木職_造園師	55	9	2	1	1	2	70
その他の農業の職業	12			1			13
水産養殖作業員	6	3		2			11
その他の製品製造・加工処理の職業__金属材料製造_金属加工_金属溶接・溶断を除く	2						2
塗装工			1				1
その他の定置・建設機械運転の職業	1						1
陸上荷役・運搬作業員	2						2
倉庫作業員・配達員・荷造作業員	2		1				3
ビル・建物清掃員 ハウスクリーニング作業員	8	3					11
道路・公園清掃員	2	1					3
その他の清掃の職業	1	2					3
選別作業員・軽作業員	12	2	1		2	1	18
他に分類されない運搬_清掃_包装等の職業	19	2					21
除草_除草剤散布_草刈り	388	97	30	24	4	5	548
合 計	523	120	36	30	8	9	726
比率（％）	72.0％	16.5％	5.0％	4.1％	1.1％	1.2％	100.0％
令和 6 年度合計	511	93	35	36	3	5	683
令和 5 年度合計	552	80	41	26	7	4	710

■年齢別状況

表3のとおり、事故を起こした者の年齢別状況は、「75～79 歳」が 265 件（36.5%）と最も多く、次いで、「70～74 歳」が 224 件（30.9%）、「80～84 歳」が 121 件（16.7%）となっており、80 歳以上の人の割合が全体の 20%を超えました。
男女別では、男性が 713 件と、全体の 98.2%を占めています。

【表3】

年齢	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～90 歳	合計
男性	13	73	219	261	119	28	713
女性	0	2	5	4	2	0	13
計	13	75	224	265	121	28	726
比率（%）	1.8%	10.3%	30.9%	36.5%	16.7%	3.8%	100.0%

■事故の発生原因と再発防止策について

主なものを記載すると以下の通りです。

【草刈り作業】

事故の発生原因	再発防止策
飛散防護ネットの未使用・未設置	▸ 飛散防護ネット設置の徹底
飛散防護ネットを使用していたが飛び石を防止できなかった (使用位置が適正でなかった／小さい、高さが不十分／飛び越えた／ネットがたるんだ／隙間から飛散／ネットを貫通／ネットの数の不足／フェンスや生垣がある方向には防護ネットを設置しなかった)	▸ 飛散防護ネットの複数購入 ▸ 飛散防護ネットは作業者に帯同する ▸ ネットを両側で持ち、サンドイッチ状態で作業する
作業場所の周囲の確認不足 (車両や建物の存在、位置を十分に確認していない／草に隠れた小石、配管、ケーブル等を見落としている／作業中の車両や道路通行への注意不足)	▸ 作業前の作業場チェック、危険予測を確実に行う ▸ 危険箇所には目印の設置 ▸ 作業前に現場を発注者と受注者双方の立ち合いで点検、作業範囲の確認をする ▸ 「進入禁止」「作業中」の看板の設置を徹底 ▸ 車の往来時はホイッスルを使用する ▸ 監視役の設置 ▸ 三人一組での作業の推奨 ▸ 職員の見回りの強化 ▸ 建物および機材付近は手刈りで行う ▸ 太陽光パネルの草刈り作業は受注しない
作業方法・機械・刃の選択 (ナイロンコードを使用／飛散しにくい草刈り刃の未使用／手刈りの切り替え、回転数、作業方法など)	▸ ナイロンコードは使用不可とした ▸ ナイロンコードを使用する場合は事前に事務局に使用許可届を提出することとした ▸ 飛散をおさえる刈刃への変更。推奨。
車両の移動を怠った (車両があるにもかかわらず作業を続けた／車両移動が不十分／作業中に通行車両に気付かなかった)	▸ 駐車場草刈り禁止のルールの徹底 ▸ 車両が移動できない場合は作業を中止する ※作業者の車両移動の徹底 ▸ 車両付近は手刈りで行う ▸ 作業時間帯の見直し ▸ 発注者と作業計画を打ち合わせる
過信・慣れ・焦り(今回は大丈夫、これまでも問題なかったという判断)	▸ 危険判断の標準化、作業中止基準、確認手順
指示・連携・ルール違反	▸ 情報共有、役割分担、実施確認、ルール遵守の徹底

▸ 「必ず飛び石は発生する」「飛び石の飛散する方向・距離は不規則」という認識の徹底

▸ 飛散防護ネット設置の徹底 ※飛散防護ネットを設置しても飛び石事故は発生しています。

▸ 車両を移動できない場合は、手刈りに切り替える、当日でも受注を断る等、「事故が起きない安全就業」を優先する。

▸ 「距離があるから大丈夫」は過信。距離は関係ない。 ※事例では、20m以上離れた場所にも飛散しています。

【樹木の剪定・伐採作業】

事故の発生原因	再発防止策
【脚立による事故】 <発生原因> ▶ 周囲の確認不足 ▶ 強風であったが、三脚を横に置かず立てかけていた ▶ 休憩中は使用しない脚立を横にしておくべきところ、結束もできない場所に立てかけたままにしていた	▶ 周囲の状況の把握の徹底 ▶ 脚立を使用しない場合は必ず横に寝かせる
【剪定した枝を落下させた事故】 <発生原因> ▶ 剪定班、処分班のコミュニケーション不足 ▶ 会員の不注意 ▶ 枝の長さに対する判断ミス	▶ 危険予知、声掛けを行い作業中のコミュニケーションを徹底する ▶ 落下させる枝にはロープ等を使用し、落下地点をコントロールする ▶ 剪定した枝が長くなりすぎないように調整する
【依頼内容と異なる剪定・伐採を行ってしまった事故】 <発生原因> ▶ 作業者の判断ミス ▶ 事前の打ち合わせ（発注者の要望確認）の不足 ▶ 作業者と発注者の完成イメージの相違	▶ 発注者と作業内容を十分に協議する ▶ 作業会員と発注者の間で依頼内容に相違がないよう、作業計画や手順、見取り図、完了イメージを記した仕様書の作業者への交付を徹底

▶ 作業開始前の発注内容の確認、現場における安全確認、ならびに作業中の危険予知の徹底



【主なその他の作業】

事故の発生原因	再発防止策
【カート整理作業】 <発生原因> ▶ 複数台運搬中、停止した際に先頭のカートが手から離れた ▶ カート回収中に駐車車両や人に接触した ▶ 下り坂での滑落、風による移動、固定せずに放置した ▶ カートを固定せずに置いたため、自然に動き出した ▶ 動きの悪いカートによる進路のずれ、連結カートの飛び出し ▶ 清掃中のカートへのつまずき、転倒した結果、液晶モニターを破損した ▶ カート回収中、自転車利用者のスタンド部分に接触し転倒させた	▶ カートを一度に運ぶ台数の上限を厳守 ▶ 車両や人との間隔を十分に確保し徐行 ▶ 平坦で安全な場所を選ぶ、強風時は回収作業を中断し、あられないように固定する ▶ 停止時にストッパーを使用する ▶ 動きが悪いカート、破損したカートは使用しない ▶ 連結する台数を制限し、状態を確認する ▶ 清掃中はカートを通路に放置せず、つまずき防止を徹底する ▶ カート回収時は利用者を確認し間隔を確保する
【清掃作業】 <発生原因> ▶ デッキブラシや火ばさみ等で便器を破損 ▶ 指定外の薬剤を使用し、床面のコーティングが変色 ▶ 蛇口の閉め忘れや水の飛散により設備が故障・浸水 ▶ バケツや清掃用具が設備に接触し、損傷を発生	▶ 便器、窓、網戸、ドア等の材質や状態を確認する ▶ 使用する洗剤、清掃方法、禁止事項を明確にし、自己判断せずセンター、発注者に確認する ▶ 蛇口の開閉を確実に確認する ▶ バケツの水量を適切にし、運搬に注意する
その他の原因として、 【気のあせり】 【マニュアルやルールの確認不足】 【本人の不注意】 による事故が多く発生しています	

▶ 時間と気持ちに余裕を持って作業に当たしましょう

▶ 原因の多くが周囲の確認不足によるもの

▶ 一人ひとりが周囲の安全確認を意識するとともに、仲間同士で確認し合う体制づくりが不可欠

▶ 次号（10月号）でも引き続き、
「令和7年度 損害賠償責任保険事故に係る調査の集計結果」についてご報告いたします



「草刈り作業時の重大事故の危険性と防止対策について」

動画では、草刈り作業に潜む7つの危険ポイントについて、事例を交えながら分かりやすく紹介しています。視聴者が危険を予測しながら理解を深められる内容となっており、あわせて具体的な対策方法や作業時の心構えについても解説しています。

安全教育は繰り返しが大切です。日頃の安全対策を見直すきっかけとして、ぜひご活用ください。



動画はこちらのQRコードからご覧いただけます



全シ協作成 安全な草刈り作業のための動画のご案内

草刈り作業をされる会員の皆さまへ

ぜひ、定期的に動画「安全な草刈り作業のために」をご視聴いただき、安全な作業方法の再確認にご活用ください。飛び石防護ネットは必ず設置し、安全な作業を心がけましょう。

動画 DVD の貸出も行っております。
希望のセンターは、全シ協 研修・支援課まで
お問合せください



動画はこちらのQRコードからご覧いただけます。
⇒



全シ協 HP に移動します

「〇〇ちゃんがお前のことを好きだって言ってたよ。」小学校5、6年生の頃、友達からそんなことを言われ、その子を意識するようになったことを覚えています。しかも、実は私も気になっていた子だったので、本当は嬉しかったのです（笑）。そんな昔のことを思い出したのは、最近「陽口（ひなたぐち）」という言葉を知ったからです。「陰口」は、本人のいないところでその人のことを悪く言うこと。「陽口」は、本人がいないところでその人のことを良く言うことだそうです。「〇〇さんって、会員さんへの対応が本当に丁寧だね。」「△△さんは、誰も見ていないところでめちゃくちゃ仕事をしているよ。」こんな会話が「陽口」だと思います。職場では時々、「あの人、言われたことしかないよね」「〇〇さんだから言うけどさあ」「ここだけの話なんだけど…」といういわゆる陰口を聞きます。無意識下ながら私にも心当たりがあります。この「ここだけの話」が出てくると、なぜかここだけでは終わりません。人間ですから、誰かに対してちょっと困るな・・・と思うこともあります。仕事をしていれば、愚痴が出ることもあります。それ自体は仕方のないことだと思いますが、陰口は、共通の不満で人と人を繋げてしまうのです。その時に誰かが、「そういえば、困っている人によく声をかけているよね。」「電話の対応も丁寧だね。」と発言すればいつの間にか会話の空気が変わるかもしれません。たった一つの「良いところ」を言葉にすることで、相手の意外な一面が見えてくるものです。陽口は、本人に届けようという意図がなく、本人のいないところで、ただその人の良さを誰かと共有することに意味があるのですが、その言葉は人と人を介していずれ本人に届きます。「この前、〇〇さんがあなたのことを褒めてたよ。」自分の知らない場所で、自分のことを良く言ってくれていた・・・とても嬉しく、心が穏やかになり、その人を好きになります。そしてその人の良い面をもっと探そうとして、陽口の相乗効果が起きます。職場などで陽口を増やすには、「〇〇さん、いつも挨拶してくれるよね。」「〇〇さん、困っている人を放っておかないよね。」この程度で十分です。人の欠点は簡単に見つかりますが、長所は意識して誉めないと埋もれてしまいがちです。人の良いところを探すことは、自分自身の人を見る目も変えてくれるのだと思います。誰かのことを思う時、悪いところではなく、良いところを一つ探してみる。「あの人、あそこがいいよね。」そんな言葉が職場のあちこちで聞こえるようになれば、きっと職場の空気ももっと良くなるのだと思います。「陽口」を意識するだけで、人間関係は変わります。私も常に意識していきます。

（高木）